

一般社団法人日本色彩学会 広報委員会規程

(目的)

第1条 広報委員会(以下、本委員会という。)は、一般社団法人日本色彩学会定款第4条の事業を推進するために、学会ホームページおよびメールニュースなどを通じて、会員ならびに一般向けの広報業務を行うことを目的とする。

(業務)

第2条 本委員会は、前条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 学会ホームページの編集及び運用。
 - (2) 学会のコンピュータ環境ならびにインターネット環境の管理及び運用。
 - (3) メールニュースの編集及び発行。
 - (4) 一般向けの広報に関する企画。
 - (5) その他本委員会の目的に即した事項。
- 2 学会ホームページには、学会員に有用であるとともに、社会に対して役立つ情報をわかりやすく提供する。
- 3 本条第1項(2)における、管理及び運用については、別に定める細則による。
- 4 メールニュースは、学会員に有益かつ信頼できる情報を迅速かつ確実に伝達する。
- 5 本委員会の業務のうち、必要に応じて、外部に委託してこれを行わせることができるものとする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会は、委員長1名を含み、10名以内の委員により構成する。ただし次の各号に該当する者を含んでいなければならない。なお、次の各号の委員は兼務を可とする。

- (1) 学会誌編集委員会から1名。
 - (2) その他本委員会が必要とする者。
- 2 本委員会の運営上必要な場合は、委員の中から副委員長1名を置くことができる。

(委員長)

第4条 委員長は、理事のうちから理事会が選出し、会長がこれを委嘱する。(委員の選任)

第5条 委員は委員長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合には補欠委員の選任を行うことができる。選任の方法については、本条第1項を準用する。

(委員長の任務)

第6条 委員長は、本委員会の審議状況、審議結果、意見等を理事会に報告する。(委員の任期)

第7条 本委員会の委員の任期は委嘱の日から次次年度の総会の日までとし、再任を妨げない。ただし、後任委員が選任されるまでは、引き続きその任を負う。

2 第5条第2項による委員の任期は、本条第1項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会議・議事録)

第8条 委員会の会議は、委員長が召集して開催する。

2 定例の会議を、原則として年3回開催する。

3 委員長は、このほか必要に応じて臨時会議を招集することができる。

4 委員会の会議は、電子メール、ファクシミリ、郵便等の通信手段により行うことができる。この場合、次の通常会議で会議の内容と結果を確認し、議事録に記載する。

5 本委員会の議事録は、本委員会を確認の上事務局に保管する。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は, 理事会がこれを行う。附則

本規程は, 2015 年(平成 27 年)4 月 1 日から施行する。

一部改正 2017 年(平成 29 年)4 月 1 日

学会ニュースが学会誌と統合したことによる改正 2020 年(令和 2 年)2 月 8 日